

社会福祉法人 向日葵会 定款細則

第一章 総 則

(目 的)

第1条 社会福祉法人向日葵会（以下「本会」という。）定款細則（以下「細則」という。）は、本会定款（以下「定款」という。）第42条の規定により本会の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第二章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第三章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

(招集の手続)

第5条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の召集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく召集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の「通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定

めなければならない。

(召集の通知)

第6条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(召集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、召集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第8条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(評議員提案権)

第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を召集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第10条 定款第10条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表1の1に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第11条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第12条 理事は、法令ならびに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当等の期間前である場合
 - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第14条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表3の通り記載しなければならない。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から十年間、従たる事務所は評議員会の日から五年間、備え置かなければならない

第四章 理事会

(理事会の開催)

第15条 理事会は、毎会計年度に5月・10月・3月の年3回開催する。

2 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示し、理事長に招集の請求があったとき。

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集者)

第16条 定款第27条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

- (1) 定款第27条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。
 - (2) 前条第2項第3号及び同条第2項第4号により理事が招集する場合。
 - (3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合。
- 2 定款第27条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が、前条第2項第5号による場合は、監事が招集する。
- 4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続)

第17条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第15条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

- (1) 理事会の日時・場所
 - (2) 理事会の目的である事項
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第18条 理事会の議長は、出席した理事のなかからその都度選任する。

(理事会の決議事項)

第19条 定款第28条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表1の2に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第20条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引委等の報告)

第 21 条 理事が前条第 1 項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第 22 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 23 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第 24 条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第 25 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第 26 条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表 4 の通り記載しなければならない。

- 2 決議はあったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) (1) の事項を提案した理事の氏名
 - (3) 決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 報告を要しないのとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で 10 年間保存するものとする。

第五章 理事長等の執行権限

(理事長等の専決事項等)

第 27 条 定款第 26 条の定める理事長の専決事項及び定款 17 条第 2 項に定める業務は、別表 2 に記載のとおりとする。

第六章 監事

(監事の選任議案)

第 28 条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第 29 条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第 30 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第七章 その他

(秘密の保持)

第31条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第32条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する

付 則

この細則は、平成28年3月25日から施行する

付 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する

別表1の1 (定款細則第10条)

評議員決議事項

内 容		根拠 (社会福祉法・定款)		議決数	
				過半数	2/3
法人運営に関する事項	定款の変更	第45条36 第1項	法：定款の変更は、評議員の決議によらなければならない		○
	法人の解散	第46条1項 第1号	法：社会福祉法人は次の事由によって解散する。－評議員の決議		○
	吸収合併の承認	第52条	法：評議員の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない		○
役員 の 解任・ 選任に 関する 事項	役員 の 選任	第43条 第1項	法：役員は評議員の決議によって選任する	○	
	監事 の 解任	第45条の4 第1項			○
	理事 の 解任			○	
	役員、評議員の 報酬等の支給基 準の承認	第45条の 35第2項	法：前項の報酬等の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。	○	
	理事の報酬	第45条16 第4項準	一般：理事の報酬等は、定款にその額を定めていない時は評議員会の決議によって定める	○	
	監事の報酬	第45条18 第3項準	一般：監事の報酬等は、定款にその額を定めていない時は評議員会の決議によって定める	○	
財務に 関する 事項	事業報告及び決 算書類の承認	定款34条 の第2項	定款：この法人の事業報告書及び決算については、理事会の承認を受けなければならない 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会の承認を受けなければならない	○	
	基本財産の処分	定款31条	定款：基本財産を処分し又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、郡山市長の承認を得なければならない	○	
	残余財産の処分	定款39条	定款：解散した場合における残余財産は、評議員の決議を得て社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び・・・	○	
そ の 他	社会福祉充実計 画の承認	第55条2 第7項	法：社会福祉充実計画は、評議員の承認を受けなければならない	×	×
	役員等の責任 の免除 (全ての免除)	第45条の 20第4項	一般：第112条 前条第1項の責任は総評議員の同意がなければ、免除することができない	総評議員の 同意による	
	役員等の責任 の免除 (一部の免除)	第45条の 20第4項	一般：第113条 前項の規定にかかわらず役員等の第111条第1項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、評議員会の決議により免除することができる		○
その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項				○	

別表1の2 (定款細則第19条)

理事会決議事項

内 容	根拠 (社会福祉法・定款)		議決数		
			過半数	2/3	
法人運営に関する事項	法人の業務執行の決定	第45条の13第2項 定款26条	法：社会福祉法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	第45条の9 第10項の準用	一般：第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議により次の事項を定めなければならない。1. 評議員会の日時及び場所 2. 評議員会の目的である事項あるときは、当該事項 3. 前2号に掲げるものの他、法務省令で定める事項	○	
	評議員会の招集	定款12条	定款：評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する	○	
	理事会の招集権者とする	第45条の14	法：理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する	○	
	定款施行細則の決定	定款42条	定款：この定款の施行についての細則は理事会において定める	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	第45条13 第4項第4号	法：従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	第45条13 第5項	法：理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省で定める体制の整備	○	
	競争及び利益相反取引の制限	第45条16 準用	一般：第84条 理事は次に掲げる場合には、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない	○	
臨機の措置	定款37条	定款：予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは理事総数の3分の2以上の同意がなければならない		○	
役員 の解任・選任に関する事項	理事長の選定・解職	第45条13 第2項3号 定款26条	法：理事長の選定及び解職	○	
	重要な役割を担う職員の選任及び解任	第45条13 第4項3号	法：重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産の処分及び譲り受け	第45条13 第4項1号	法：重要な財産の処分及び譲り受け	○	
	多額の借財	第45条13 第4項2号	法：多額の借財	○	
	事業計画書及び収支予算書の承認	定款33条	定款：この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない	○	
	事業報告及び決算書類の承認	定款34条	定款：この法人の事業報告書及び決算については、理事会の承認を受けなければならない	○	
	基本財産の処分	定款31条	定款：基本財産を処分し又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、郡山市長の承認を得なければならない	○	
	資産の管理	定款32条	定款：この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する		

	会計処理の基準	定款 36 条	定款：この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する	○	
その他	社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項に規定する責任の免除	第 45 条 20 準用		○	
	その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項			○	
	その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程の判定及び改廃			○	

別表2 (定款細則第27条) 理事会権限のうち理事長が専決すべき日常業務

	理事長が専決する業務の種類	備 考
法人一般・人事に関する事案	理事会・評議員会の招集に関する事	法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く
	理事会・評議員会の議案の提出に関する事	法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く
	規程、規則等の制定・改廃に関する事	法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く
	予算編成及び決算調整に関する事	
	予算の流用、予備費の計上及び使用	
	職員の採用に関する事	施設長等の重要な役職を除く
	職員の人事配置に関する事	施設長等の重要な役職を除く
	有期契約職員の採用に関する事	
	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事	施設長に委任することができる
	時間外勤務命令及び出張命令に関する事	施設長に委任することができる
	職員の昇給・昇格基準の決定に関する事	
	職員の昇給者・昇格決定者に関する事	
	退職、復職、退職、育児、介護休業等に関する事	
	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	
	職員の人事記録及び身分証明書に関する事	
	職員の諸手当に関する事	
	職員の健康診断の実施に関する事	
	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事	
	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事	施設長に委任することができる
	職員の研修に関する事	施設長に委任することができる
支出事案	基本財産以外の固定資産の取得及び処分等に関する事	法人運営に重大な影響がないもので、かつ250万円以下のものに限る
	建設工事請負、物品購入契約のうち ア. 日常消費する材料、消耗品の購入 イ. 施設設備の保守管理、物品の修理等 ウ. 緊急を要する物品の購入	次の金額以下に限る ・工事又は製造の請負 250万円 ・食料品、物品購入 160万円 ・前各号に掲げるもの以外 100万円
	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事	
	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入	施設長に委任することができる
	不用又は使用に絶えない物品の廃棄	
	予算上の予備費の支出	

別表3 定款細則第14条1項に定める評議員会議事録記載事項

記 載 事 項	
1	開催日時・場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
2	議事の経過の要領及びその結果
3	決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名
4	次の意見又は発言がある時は、その意見又は発言の内容の概要 (1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べた時 (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べた時 (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告した時 (4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べた時
5	出席した評議員、理事、監事の氏名
6	評議員会の議長の氏名
7	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

別表4 定款細則第26条1項に定める理事会議事録記載事項

1	開催日時・場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
2	理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨 (1) 理事の請求を受けて招集されたもの (2) 理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないためその請求をした理事が招集したもの (3) 監事の請求を受けて招集したもの (4) 監事が招集したもの
3	理事会の議事の経過の要領及びその結果
4	決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事がある場合は、当該理事の氏名
5	次の意見又は発言がある時は、その意見又は発言の内容の概要 (1) 競業及び利益相反取引の制限にかかわる取引についての報告 (2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告 (3) 理事会で述べられた監事の意見
6	理事会に出席した理事及び監事の氏名
7	議長の氏名